

Q7-11 外国特定専門人材の個人所得税優遇について教えてください

2018年度より、「外国特定専門人材」(Q3-1.参照)に関して、2018年度より個人所得税の減免優遇措置が設けられています。

(減免優遇内容)

台湾での年間居留日数が183日以上かつ給与所得が年間NT\$300万を超過する初回の課税年度から起算して3年間、以下の租税優遇が適用できます。

- ・上記の条件を満たす課税年度の給与所得のうち年間NT\$300万を超過する部分の半額は所得に算入しない
- ・台湾外源泉所得を基本所得額に算入しない
- ・その3年間に台湾での年間滞在日数が183日未満、もしくは年間給与所得NT\$300万を超えていない年度があれば、当該権利を上記の要件を満たした課税年度に繰り越し可能

(減免優遇適用条件)

外国特定専門人材であり、かつ下記の要件をいずれも満たす必要があります。

- ・本法施行年度(2018年1月1日)以降に就労のため初回の台湾居留が許可された
- ・台湾で認可を経た特殊な専門技術に係る専門的な職業に従事する
- ・招へい・雇用を受けて専門的な職業に従事する日からさかのぼって5年以内に、台湾に戸籍を有した、あるいは税法上の居住者(暦年累積滞在183日以上)に該当したことがない

上記の「2018年1月1日以降に就労のため初回の台湾居留が許可された」に関しては、その後2019年10月に財政部より通達が出され、その解釈が緩和されました。本法令が施行されるよりも以前、すなわち2018年1月1日以前に初回の就労許可が発行されていても、当該就労許可の有効期間が2018年1月1日をまたいでおり、かつ有効期間内に「外国特定専門人材」の就労許可が「就業ゴールドカード」に切り替えた場合には、減免優遇の要件の一つの「2018年1月1日以降に就労のため初回の台湾居留が許可された」を満たすこととされました。